平成22年4月改正新様式明細書記載要領 3

様式第四

○訪問看護療養費明細書　平成　年　月

都道府県番号 0 8　訪問看護ステーションコード

6 訪問	1 社・国	3 後期	1 単独	2 本人	8高齢一
	2 公費	4 退職	2 2併	4 六歳	0高齢7
			3 3併	6 家族	

保険者番号　給付 10 9 8 7 (　)

公費負担者番号①

公費負担者番号②

氏名　1男　2女　1明

職務上の事由　1

心身の状態

主たる傷病名　1　2　3

基準告示第2の1に規

1人工呼吸器使用の状

指示期間　指示期間　年

（特別指示期間）　年　年

⑩ 基本療養費（Ⅰ）及び

⑪ 看護師等

⑫ 准看護師

⑬ 看護師等

⑭ 准看護師

⑮ 難病等複数回訪問加算　円

⑯ 緊急訪問看護加算　円×　日

⑰ 長時間訪問看護加算　円×　日

⑱ 乳幼児加算　円×　日

⑲ 乳児加算　円×　日　円

⑳ 複数名訪問看護加算

看護師等　円×　日　円

准看護師　円×　日　円

基本療養費（Ⅱ）

㉑ 保健師、看護師、作業療法士　円×　日　円　円

㉒ 延長時間加算　円×　時間　円　円

㊵ 情報提供療養費　円　円

㊿ 訪問看護ターミナルケア療養費　円　円

合計　保険　請求　円　※決定　円

公費①　円　※

公費②　円　※

1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

医への直近報告年月日　年　月　日

た情報の概要

他　供先の市（区）町村等の名称

特記事項

1 他①
2 他②
3 従
4 特地
5 介
6 支援

負担金額　円　※高額療養費　円

① 2ヵ所のステーションが訪問看護を行える場合
基準告示第2の1に規定する疾病等の利用者及び特別訪問看護指示書の指示期間中であって週4日以上の指定訪問看護が計画されている週に限ること。ただし、特別訪問看護指示期間の開始の日の属する週及び当該指示期間の終了日の属する週においては、当該週で4日以上の指定訪問看護が計画されている場合
【1他①】
他の1つのステーションから現に訪問看護を受けている場合は○を付し、他のステーションの所在地及び名称も記載すること。旧明細書を使用する場合にあっては、その旨を同様に特記事項に記入すること。

② 3ヵ所のステーションが訪問看護を行える場合
基準告示第2の1に規定する疾病等の利用者であって、週7日の指定訪問看護が計画されている期間に限る場合
【2他②】
他の2つのステーションから現に訪問看護を受けている場合は○を付し、他のステーションの所在地及び名称も記載すること。旧明細書を使用する場合にあっては、その旨を同様に特記事項に記入すること。

【注意事項Ⅰ】
1人の利用者に対し複数のステーションが訪問を実施している場合であっても、同一日にそれぞれのステーションで訪問看護療養費は算定できない。

【注意事項Ⅱ】
2ヶ所または3ヵ所のステーションが訪問している場合において、利用者の状態により入院等となった場合、結果的に週4日または7日の訪問看護を行わなかった場合であっても、訪問を行った実績に応じて算定できるが、あくまでも訪問看護計画を立て、計画書に明記されている必要があり、主治医及びステーション間で十分連携を図ることが必要。

【3従】
従たる事務所（サテライト）に勤務する看護師が訪問看護を行った場合、「3従」に○を付すこと。旧明細書を使用する場合にあっては、その旨を同様に特記事項に記入すること。

【4特地】
特別地域訪問看護加算を算定した場合に「4特地」に○を付すこと。旧明細書を使用する場合にあっては、その旨を同様に特記事項に記入すること。
なお、本県において特地に該当する地域はない。

【5介】
要介護被保険者等で訪問看護を医療保険で算定している場合は、○を付すこと。旧明細書を使用する場合にあっては、その旨を同様に特記事項に記入すること。

【6支援】
在宅支援診療所等が24時間往診及び訪問看護により対応できる体制を確保し、往診担当医や訪問看護担当者氏名、担当日等を文書により提供している利用者の場合は、○を付すこと。旧明細書を使用する場合にあっては、その旨を同様に特記事項に記入すること。

従来の算定基準に「ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した者を含む。」と新たに追加された。
これによって、従来通りのターミナルケアを行っている場合には、在宅での死亡にかかわらず、医療機関等に搬送され24時間以内に死亡した場合においても算定することができるようになった。
なお、訪問看護記録書には、死亡時刻の他、死亡した場所も記録すること。

備考　1.　この用紙は、日本工業規格A列4番とすること。
2.　※印の欄は、記入しないこと。